

準要保護世帯に対する就学援助の拡充を求める意見書

2017年度「要保護世帯」（生活保護世帯と同程度に困窮している世帯）に対する就学援助のうち、新入学児童生徒に対する入学準備費用の国の補助単価が、小学生が2万470円から4万600円に、中学生が2万3,550円から4万7,400円にそれぞれ引き上げられた。その実現を求めてきていた関係者や父母らから大変喜ばれている。しかし、生活保護世帯に準ずる程度に困窮する世帯である「準要保護世帯」に対しては、2005年に就学援助の国庫補助金から一般財源化したことで、支給額や基準を縮小している自治体が広がっている。

就学援助制度は経済的な困難を抱える子どもに義務教育を保障するための命綱である。「子どもの貧困」が広がる今こそ就学援助を強めることが求められている。

よって、本市議会は、国に対し生活保護に準じる「準要保護世帯」への国庫補助金を拡充させると同時に、単価に見合った交付税算定額の引き上げを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

内閣総理大臣
財務大臣 殿
総務大臣
厚生労働大臣

座間市議会議長 京 免 康 彦